

■ の文言は改定後に変更となります。

■ の文言は改定後に追加となります。

## りそなVisa カード&りそな Mastercard 加盟店規約(通信販売[含EC]用)

改定前	改定後
第19条(信用販売の責任)	第19条(信用販売の責任)
加盟店は、第10条から第17条に定める手続きによらず信用販売を行った場合、加盟店が一切の責任を負うものとし、当社の申出により第28条の規定に従うものとします。	加盟店は、第10条から第18条に定める手続きによらず信用販売を行った場合、加盟店が一切の責任を負うものとし、当社の申出により第28条の規定に従うものとします。
(2024年6月改定)	(2025年7月改定)